

特別委員会の設置に伴う申し合わせについて(案)

1. はじめに

特別委員会は、議会が必要と認めた場合に、その都度議会の議決で設置することができ、また、議会の議決により付議された特定の事件を審査・調査するものである。設置に係る協議については、従前から会派代表者会に委ねられ、議会運営委員会を経て対処してきているが、特別委員会の設置に係る決定プロセスをできるだけ市民に分かりやすくするため、次のとおり、会議規則等に基づき設置のための申し合わせを定める。

2. 必要とされる協議内容

「議会における特別委員会の設置」に関し、事前に調整、ないしは協議すべき点は以下のとおりとする。

(1) 設置の判断基準

- ① 複数の常任委員会の所管に属する重要な事件であること
- ② 1つの常任委員会の所管に属する事件であるが、特に重要な事件、もしくは市政全般にわたる総合的な施策に関するものなど、特定の常任委員会の所管事項から切り離して、審査・調査する必要があるもの
- ③ 地方自治法第98条の検査権の付託に基づく検査
- ④ 地方自治法第100条の調査権の付託に基づく調査

(2) 付議事項の設定

付議事項とは、特別委員会において審査もしくは調査の対象となるもので、「議会の議決により付議された特定の事件」のことであり、以下のとおりとする。

- ① 審査に関する特別委員会は、対象とする議案、請願・陳情を付議事項として設定する。
- ② 調査に関する特別委員会の付議事項は、調査対象を具体的に設定し、定めるものとする。

(3) 設置提案の条件

特別委員会の設置に伴う協議は、以下の場合に行う。

- ① 2名以上の議員または単独・合同会派からの提案の場合
- ② 所管事務調査結果の意見の取りまとめとして、当該常任委員会から議長に対して、特別委員会の設置に伴う調査等の申し出があった場合

(4) 設置期間

- ① 審査・調査の期間は、「審査または調査終了まで」の2年以内とするが、審査・調査を終えることができない場合は、その都度、本会議に諮って延長できるものとする。
- ② 必要に応じて本会議において、審査・調査の経過報告をするものとする。
- ③ 審査・調査の終了時には、本会議において成果を報告する。

3. 会派代表者会及び議会運営委員会における対応

- (1) 会派代表者会において事前に調整・協議する事項は、「設置提案の条件」「設置の判断基準に基づく設置の可否」「付議事項の設定」に加え、設置が必要と判断された場合は、「委員の人選および正副委員長の割り振り」とする。
- (2) 議会運営委員会では、会派代表者会における協議結果を踏まえ、本会議において必要となる議決事項を最終的に決定する。

(参 考)

【会議規則・委員会条例・傍聴規則 逐条解説／中島正郎著から抜粋】

1. 特別委員会を設置する必要がある場合とは

- ・政治的に必要がある場合
- ・付議事件が2以上の常任委員会にまたがる事件
- ・連合審査会では実効が期せられないとき
- ・総合施策の樹立
- ・地方自治法第100条の調査
- ・資格・懲罰等の審査の場合で特に議会の議決で設置するのが適当であるとき

2. 特別委員会の消滅

- ・付託された事件の審査が終了し、その結果が、本会議で議決されたときに、当該特別委員会が消滅する。
- ・調査事件の場合は、単なる報告に終わってしまうものについては、報告後、議長が調査終了の宣告をしたときをもって、消滅したものと解してもよい。

[行政実例]

- ・継続審査のための議決は、会期終了のつどの議決を繰り返す方法もあるが、便法として、審査終了までとした特別期限を定めることもできる。(昭和27.10.31 熊本市議会事務局長あて行政課長)

3. 特別委員会の設置期間

- ・地方議会では、「審査終了まで」さしつかえないことや漠然たるものでも付議された事件と考える限り設置できるという行政実例に便乗して特別委員会が乱設される傾向にあるが、そうなると、常任委員会制度を否定することにもなりかねない。運用にあたっては、内容として長期にわたるものであっても、毎回継続の議決をとるようにする方がよいと考える。

4. 特別委員会の設置の提案

- ・特別委員会の設置は、議長発議でもよいし、あるいは議員からの動議、又は決議の形のいずれでもよい。

【飯田市議会委員会条例及び会議規則からの抜粋】

【飯田市議会委員会条例】

(特別委員会の設置)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

【飯田市会議規則】

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては議案提出者が他の1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。